

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○農地法第3条の主な許可基準

《申請に基づいて、次のような内容を主に審査します。》

【全部効率利用要件】

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作することができるか（※1）

【農地所有適格法人要件】

- ・ 農地所有適格法人の要件を満たしているか（※2）

【農作業常時従事要件】

- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事できるか

【地域との調和要件】

- ・ 今回の申請農地について取得を認めると、周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じることにはならないか

【その他参考要件】

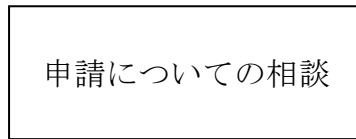
- ・ その他、参考となるべき事項

※1 現に所有している農地及び借りている農地のすべてを効率的に利用し耕作の事業を行っているとは認められない（不耕作の）場合は、農地法第3条第2項第1号の規定により許可することはできませんので、ご注意ください。

※2 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されること等の農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

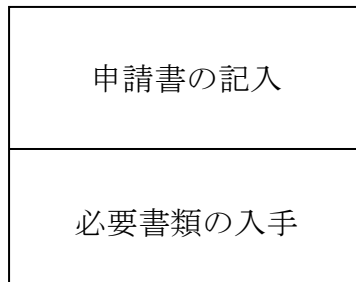
○農地法第3条許可事務の流れ

《申請者の方の流れ》



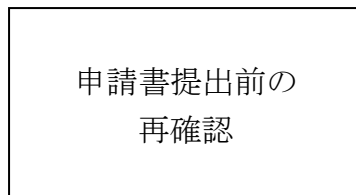
※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

【住所: 宇治市宇治琵琶33 Tel: 0774-22-3141(代)】

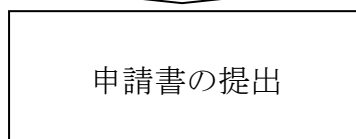


※ 申請内容に応じて申請書（事務局にあります。）をご記入いただきます。記入に当たっては別紙記載例を参照してください。

※ 別添の添付書類一覧表をご確認ください。

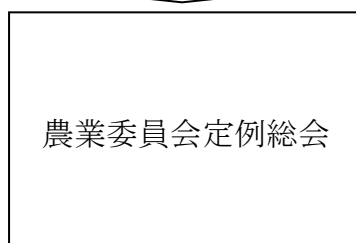
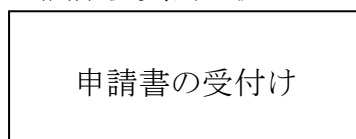


※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や添付書類一覧表でご確認ください。



※ ご足労ですが、農業委員会事務局の窓口までお越しください。

《農業委員会の流れ》



※ 現地調査を実施した上で、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査します。また必要に応じて申請者の方に申請内容の確認を行います。

※ 許可・不許可について、農業委員会の意思決定を行います。

